

体験！「まちづくりワークショップ」
～「(仮称)札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」を一緒に考えてみませんか～

1. 開催概要

- 日 時：平成 20 年 9 月 27 日（土）13：00～17：00
- 場 所：札幌エルプラザ公共施設 2 階 第 3・4 研修室
- 参 加 者：14 名
- 目 的：市民まちづくり活動促進基本計画の概要について、ワークショップ形式で、議論し意見を出し合いながら、出された意見を計画策定の参考にするとともに、一人ひとりがまちづくりについて改めて考えるきっかけとしてもらう。

2. 議論の結果・まとめ

【テーマ：参加する市民に向けた施策】

■当事者意識の啓発

①課題の共有化

- ・どのようなことが不安、不満なのか？
- ・地域の不満や課題を共有化（形をつくる）するには、どうすればよいのか？



- ・地域、ご近所の底力が必要である。
- ・地域内の人的交流の提案を行う。
- ・地域内の高齢者向け話し合いの場をつくる。
- ・地域内のイベントへの参加による交流を促進させる。
- ・地域内において安心安全に子供達が登下校・帰宅後の遊びが出来るように見守り活動を行う。
- ・地域の「〇〇活動」に積極的に参加するような提案活動を行う。

②まちづくりへの参加のメリットの提示

- ・参加することの利益（メリット）を市民に知らせる。
- ・参加したことで得た利益（メリット）を、ポイント制や賞などで広く市民に知らせる。
- ・参加した利益（メリット）を交換するなどの場を設ける

■まちづくり活動の支援体制の整備

①情報発信

- ・ボランティアの祭（バザーとか）で広く市民にお知らせする。
- ・イベントなどを通じて、参加できる活動内容を知らせる。
- ・昼のワイドショーでボランティアを紹介する。
- ・きっかけ作りの講座をする。
- ・成功例を他地域へ発信する。

②活動しやすい環境づくり

○行政による活動環境づくり

- ・市民のまちづくりとして活動したいことや考えを募集していく。
- ・まちづくり活動に使える場を広く知らせる。
- ・1人でも出来るまちづくり活動や、内職的にできるまちづくり活動を市民に伝える。
- ・市民の活動したいことを広く知らせ、活動の場をつくる。
- ・誰と、どの団体が連携すればよいかを考える。
- ・市民のまちづくり活動を支援する体制や施策を広く市から示す。
- ・活動に参加している人を広く知らせる。

○市民・企業・その他での活動環境づくり

- ・いつでも受け入れてくれる雰囲気をつくる。
- ・ボランティア活動への職場の理解をつくる。
- ・まちづくり活動に関わる「時間」や「人」、「お金」を考える。
- ・まちづくり活動中の託児など、ボランティアの人をボランティアで支援する。
- ・企業へのまちづくりに対する参加の働きかけを行う。
- ・上司の理解など、職員がまちづくり活動に参加しやすい環境をつくる。

■まちづくりへの気づきやきっかけの提供

- ・市民に「楽しそう!」「仲間になりたい!」という気持ちが伝わるような機会を提供する。
- ・活動する人と、活動しない人の中間層を掘り起こす。
- ・豊富な資料の提供により、まちづくり活動の多様な選択肢を示す。
- ・声をかければ動く人がいるので、まちづくりへの気楽なお誘いなどの人を動かす工夫をする。
- ・まちづくり活動のケーススタディの例を紹介する。

【テーマ：参加する団体に向けた施策】

■お互いの活動の情報交換

- ・団体の活動をお互いに知らせる。
- ・自分たちのやっている活動を広く知ってもらう。
- ・団体の必要な内容を知る。
- ・まちづくりに関心のない人々を取り込む。
- ・団体の連携のあり方を考える。
- ・団体間の人的な交流を組織化する。
- ・行政が、まちづくり団体の成功事例を広報・紹介して、
団体のモチベーションを UP させる。
- ・団体の組織の営利活動を理解する。
- ・インターメディアや中間支援 NPO、交流イベントによる協働が必要である。

■活動スペースの確保・提供

- ・町内会も NPO も活動スペースを求めている。

- ・事務所や拠点、倉庫、空き教室などを活動スペースとして使えるようにする。
- ・備品を置いておける倉庫スペースを確保・提供する。
- ・アウ・クルのような安い家賃の事務所スペースを各区に確保する。
- ・行政の遊休施設について、情報を一本化して公開する。

■専門的な相談場所や人の設置

- ・活動のサポートができる相談員をたくさん設置する。
- ・経理、法務などの専門知識の持ち主がいないので、相談できる専門的サポート体制をつくる。

■行政の縦割りをなくす

- ・行政の規制緩和により、団体がやりたくても規制があって出来ないという障害をなくす。
- ・担当別に話を通すことが大変なので、各課のコーディネートする職員を設置する。
- ・行政は団体を通して市民の意見を聞くので、団体や市民の意見をきちんと聞き入れる。

■備品の利用、確保

- ・まちづくりセンターの備品を NPO も使えるようにする。
- ・行政や企業のいらない備品をもらえる仕組みをサポートセンターでつくる。

■広報活動の強化

- ・まちづくりに関する広報を強化し、市民や団体に知らせる、伝える。
- ・団体の活動を知ってもらうため、市民の目にふれやすい広報スペースを設ける。
- ・団体は、自己満足にならないよう市民の視点に立つ。

■協力企業へのメリット

- ・寄付企業には税制上の優遇だけでなく、商品等へまちづくり支援マーク＝エコマークみたいなものをつけて、寄付した企業へのメリットを示す。
- ・企業がどんな団体に寄付しているのかわかるようにする。

■団体の人材の確保

- ・団体について広報するときには、「こういう人がいたら、幸せにしてあげる」と人材を求める。
- ・ホームページや経理の専門家など、NPO を支援する支援の人材バンクをつくる。

【テーマ：団体間の連携促進に向けた施策】

■連携ってなんだ？

- ・どういう時に連携していると思うか、感じるか。
- ・連携と言いながら、話してヒマあったら仕事したほうがよい。
- ・連携は、誰かに促進してもらうものなのか。
- ・連携するうえで、仲良くするにはどうするのか。

■団体間の連携を生み出す方法

①企業とNPO等の交流機会

- ・企業とNPOとお見合いイベント（パーティなど）を行う。
- ・まちづくり団体が参加する交流会を開催する（異業種交流会のようなパーティ的な交流会）。

②団体を紹介する窓口の設置

- ・団体を紹介する橋渡しの窓口をつくる。
- ・団体間の連携の音頭とる人が必要である。
- ・団体に関する情報を開示する。
- ・自分が調べなければ集められないという方法ではなく、市が常にアンテナをはって団体間同士の縁結び的な活動を意識して行う。
- ・市に限らず、縁結び的な活動をする組織をつくる。

③団体間の紹介・提示

- ・どのような団体があるのかわかるように、団体リストをつくる。
- ・団体を紹介するイベントを開催する。
- ・団体の集まりやイベント、仕事、食事、飲み会など、様々な場や機会を使って、団体の紹介をする。
- ・団体間の交流の手段としては、電話やFAX、メール、直接などがある。

④具体的活動情報の共有化

- ・団体の具体的な活動の情報を共有できるようにする。

⑤団体の活動内容の紹介

- ・団体活動の具体的な成功・失敗事例を発表する場所を設置する。
- ・補助金や安心安全の確保など、活動のメリットがあることが分かるようにする。
- ・企業のメリットとしては、知名度UPやイメージUPがある。

■連携を持続するための方法

- ・連携事業対象の助成
- ・課題の解決や楽しみなど、何のためにやっているのか、理念を共有する。

■その他

- ・実行動に対する責任レベルの分散させる。
- ・団体に所属する人も市民であるので、市民目線の姿勢を共有することが重要である。
- ・お互いの役割を明確にする
- ・実施にあたり進行状況と目的のすりあわせを行う。
- ・中止する勇気を持つ。メリット、デメリット効果の基準統一をはかる。
- ・団体とは、カテゴリー毎の連合会である。
- ・連携促進のためには、閉鎖性の打破し信用と信頼をつくることが重要である。

札幌市市民まちづくり活動促進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民まちづくり活動」とは、市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(基本理念)

第3条 市民まちづくり活動の促進は、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を認識するとともに、次に掲げる協働の原則に基づき相互に連携・協力することにより行われなければならない。

- (1) 市民、事業者及び市は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市民、事業者及び市は、市民まちづくり活動に関する情報を相互に提供し、又は公開することにより、その情報の共有に努めること。
- (3) 事業者及び市は、市民まちづくり活動の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、市民まちづくり活動に関する理解を深め、市民まちづくり活動の促進に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民まちづくり活動を行うものは、まちづくりを担う者としての自覚を持ち、活動の充実を図るとともに、活動の目的及び内容を広く市民に知らせ、理解されるよう努めるものとする。
- 3 市民まちづくり活動を行うものは、まちづくりを効果的に進めるために、情報、人材、活動の場、活動資金等に関して、必要に応じ、他の市民まちづくり活動を行うものとの連携・協力を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の構成員として、市民まちづくり活動の意義に対する理解を深めるとともに、自らが有する資源を活用して、市民まちづくり活動の支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民まちづくり活動の促進に関する総合的な施策を実施し、市民まちづくり活動の促進のための環境づくりに努めるものとする。

(市民まちづくり活動促進基本計画)

第7条 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画（以下「市民まちづくり活動促進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市民まちづくり活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市民まちづくり活動の促進に関する目標

(2) 市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民まちづくり活動の促進に関する重要事項

3 市長は、市民まちづくり活動促進基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴かなければならない。

4 市長は、市民まちづくり活動促進基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市民まちづくり活動促進基本計画の変更について準用する。

(市の支援体制)

第8条 市は、市民まちづくり活動に対する職員の理解を深めるため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市民まちづくり活動の促進に関する施策の実施に当たっては、関係部局間の連携を図らなければならない。

3 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域における市民まちづくり活動の支援に努めるものとする。

(情報の支援等)

第9条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、必要な情報の収集に努めるとともに、適切な方法により、その情報を市民及び事業者に対して積極的に提供するものとする。

2 市は、市民自らが行う市民まちづくり活動に関する情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

3 市は、市民まちづくり活動に対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(人材の育成支援)

第10条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、まちづくりに関して広く、又は段階的に学べる機会を設けるなど、市民まちづくり活動を担う人材の育成に必要な環境

づくりに努めるものとする。

(市民まちづくり活動の場の支援等)

第11条 市は、札幌市市民活動サポートセンターを拠点として市民まちづくり活動の総合的な支援を行うとともに、地域の公共施設等を活用して市民まちづくり活動の場の支援に努めるものとする。

(財政的支援)

第12条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行うものとする。

(寄附文化の醸成)

第13条 市は、市民、事業者等による市民まちづくり活動に対する資金的支援が活発に行われ、市民まちづくり活動に係る寄附文化が市民、事業者及び市の協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。

(基金)

第14条 市は、市民まちづくり活動に係る寄附文化の醸成に資するとともに、市民まちづくり活動の促進に関する財政的支援に活用するため、別に条例で定めるところにより、市民まちづくり活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(助成)

第15条 市長は、基金を財源として、市民まちづくり活動を行うものに対し、その活動に係る資金の助成を行うことができる。

2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴かなければならない。

(事業報告書の提出及び閲覧等)

第16条 前条第1項の資金の助成を受けて市民まちづくり活動を行うものは、当該助成の対象となる事業が終了したときは、別に定めるところにより当該事業の実施状況の報告に係る書類を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により提出された書類について、当該市民まちづくり活動を行うものに報告又は説明を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。

4 市長は、毎年1回、基金の積立状況及び前条第1項の資金の助成の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(市民まちづくり活動促進テーブル)

第17条 市民まちづくり活動の促進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（以下「促進テーブル」という。）を置く。

2 促進テーブルは、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、市民まちづくり活動促進基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 第15条第2項の規定に基づき、基金による助成に関し意見を述べること。

- (3) 市民まちづくり活動を効果的に促進するための方策等に関し協議等を行い、及び意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民まちづくり活動の促進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- 3 促進テーブルは、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材を委嘱するように配慮しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、促進テーブルに臨時委員を置くことができる。
- 7 促進テーブルに、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、促進テーブルの組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- (札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中

「食育推進会議委員」を「食育推進会議委員」に改める。
「食育推進会議委員」を 市民まちづくり活動促進テーブル委員

(札幌市基金条例の一部改正)

- 3 札幌市基金条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。
- (1) 第2条第1項に次の1号を加える。
- (20) 市民まちづくり活動促進基金(以下「市民まちづくり活動基金」という。) 市民まちづくり活動の促進に資する。
- (2) 第4条中「及び敬老乗車証基金」を「、敬老乗車証基金及び市民まちづくり活動基金」に改める。
- (3) 第8条第2項中「の各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の1項を加える。
- 10 市民まちづくり活動基金は、市民まちづくり活動の促進に必要な場合において、予算の定めるところにより、これを処分することができる。